

産業建設常任委員会記録

令和4年 第2回定例会	
1 日 時	令和4年6月16日（木） 午前10時00分 開会 午前11時26分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	大 貫 桂 一 委員長 橋 本 修 副委員長 阿 部 秀 実 委員 加 藤 美智子 委員 津久井 健 吉 委員 小 島 実 委員 横 尾 武 男 委員 関 口 正 一 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	大 島 久 幸 議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯 澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

産業建設常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明	8名
	産業振興課長	能島 賢司	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	神山 悦雄	
	水源地域整備室長	上田 悦久	
	農政課長	池澤 美紀子	
	農村整備担当	藤田 敏明	
林政課長	岸野 孝行		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	高村 秀樹	6名
	環境課長	関口 守	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	廃棄物対策課長補佐	浅野 賀之	
	廃棄物対策課長補佐	渡邊 教生	
	環境課環境政策係長	大出 薫	
都市建設部	都市建設部長	福田 哲也	8名
	都市計画課長	小磯 栄一	
	整備課長	上澤 均	
	維持課長	平井 光広	
	建築課長	松本 護	
	建築指導課長	埴 純人	
	新鹿沼駅西土地地区画整理室長	手塚 寿彦	
	建築課住宅係長	戸崎 守	
上下水道部長	上下水道部長	木村 正人	6名
	企業経営課長	塩澤 昌宏	
	水道課長	福田 光広	
	下水道課長	湯沢 浩	
	水道課給水担当	北島 礼弘	
	下水道事務所長	橋本 浩一	
合 計			30名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第40号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））
- 2 議案第45号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第46号 財産の取得の変更について
- 4 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 5 議案第58号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）について

令和4年第2回定例会 産業建設常任委員会概要

○大貫委員長 皆さん、おはようございます。

クールビズ期間中なものですから、上着を脱ぐことを許します。

結構ですので、脱いでいただいても。

では、開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話し願います。

また、付託された議案につきましては、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案5件であります。

それでは、早速、審議を行います。

はじめに、議案第40号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を願います。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課の能島です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））のうち、はじめに、経済部所管の主な予算についてご説明いたします。

令和3年度の補正予算に関する説明書、そちらの3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から4段目の、2款 地方譲与税、3項1目 森林環境譲与税の説明欄、57万5,000円の増につきましては、森林環境譲与税の配分額の確定に伴い、増額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

下から2段目、14款 使用料及び手数料、1項6目 商工使用料の説明欄、観光使用料、前日光つつじの湯交流館の使用料630万円の減につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による休業及び入館者の減により減額するものであります。

9ページをお開きください。

一番上の段の、16款 県支出金、2項4目 農林水産業費県補助金の説明欄、農業振興費県補助金1,708万2,000円の減につきましては、国の農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農前後の経営確立を支援するものであります。就農前の研修を後押しする資金の事業主体が県から市に変更されなかったため、減額するものであります。

次の説明欄、林道事業費県補助金65万円の増につきましては、市管理林道の整備費の

確定に伴い、補助額を増額するものであります。

次のページ、11 ページをお開きください。

一番上の段、21 款 諸収入のうち、3 項 4 目 商工費貸付金元利収入の説明欄、中小企業経営対策資金預託金元利収入 3 億 2,800 万円の減につきましては、金融機関への制度融資預託金の額の確定により、減額するものであります。

次の欄、4 項 3 目 雑入の説明欄のうち、下から 2 番目の、保証料補助払戻金 3,696 万 9,000 円の増につきましては、期限前に完済されました融資に係る保証料を払い戻したものであります。

次の段、22 款 市債、1 項 8 目 災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧費 150 万円の減につきましては、令和元年東日本台風による災害復旧工事の事業額の確定に伴い、減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

少し飛びまして、19 ページをお開きください。

上の段の、6 款 農林水産業費、1 項 3 目 農業振興費の説明欄、新規就農促進総合支援事業費 1,708 万 2,000 円の減につきましては、先ほど歳入で説明しましたとおり、事業主体が県から市に変更されなかったことにより、減額するものであります。

次に、6 目 農地費の説明欄、県営土地改良事業費の 1,015 万 4,000 円の減につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

次に、中段、同じく 6 款 農林水産業費のうち、2 項 1 目 林業振興費の説明欄、森林経営管理事業費 2,830 万 7,000 円の減につきましては、事業額の確定により減額するものであります。

次の説明欄、森林環境整備促進基金積立金 2,888 万 7,000 円の増につきましては、森林経営管理事業の事業額及び森林環境譲与税の配分額の確定に伴い、基金への積み立てを行うものであります。

次に、2 目 林道事業費の説明欄、林道維持管理費 889 万 9,000 円の減につきましては、簡易給水施設等の配水管工事の、工期の変更に伴い、減額するものであります。

次に、一番下の段になりますが、7 款 商工費、1 項 2 目 商工業振興費の説明欄、企業誘致推進費 1,552 万 5,000 円の減につきましては、工場適地立地促進補助金等の実績確定に伴い、減額するものであります。

ページをめくっていただきまして、次の説明欄、丸の部分になります、商業振興推進事業費 3,260 万 4,000 円の減につきましては、市内の事業者を支援する、コロナ関連補助金の実績確定に伴い、減額するものであります。

次の段、3 目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 3 億 7,405 万円の減につきましては、制度融資に係る栃木県信用保証協会への負担金及び保証料補助の額並びに金融機関への預託金の額が確定したため、減額するものであります。

次に、5 目 観光開発費の説明欄、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費 734 万 2,000

円の減につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による休業や営業時間の短縮に伴い、減額するものであります。

最後に、25 ページをお開きください。

2 段目、11 款 災害復旧費、1 項 2 目 林業施設災害復旧費の説明欄、林道施設災害復旧事業費 246 万 2,000 円の減につきましては、令和元年東日本台風による災害復旧工事の事業額の確定に伴い、減額するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第 12 号）の説明を終わります。

○大貫委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 皆さん、おはようございます。環境課長の関口でございます。どうぞよろしくお願ひします。

議案第 40 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号））のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、一般会計の 6 ページをお開きください。

一番下の段、14 款 使用料及び手数料、2 項 2 目 衛生手数料の説明欄、ごみ処理手数料 679 万 5,000 円の増につきましては、クリーンセンターへの事業系持ち込みごみの増加により、手数料を増額したものであります。

続いて、8 ページをお開きください。

2 段目、15 款 国庫支出金、2 項 3 目 衛生費国庫補助金の説明欄、ごみ処理施設整備事業費国庫補助金 25 万 8,000 円の減につきましては、ごみ処理施設整備事業費の確定により、その下、一般廃棄物最終処分場整備事業国庫補助金 92 万 8,000 円の減につきましては、一般廃棄物最終処分場整備事業費の確定により、それぞれ補助金を減額したものであります。

続いて、10 ページをお開きください。

3 段目、17 款 財産収入、2 項 3 目 物品売り払い収入の説明欄、資源物売り払い収入 3,133 万 5,000 円の増につきましては、アルミ等の売り払い価格の上昇により、売り払い収入を増額したものであります。

続いて、12 ページをお開きください。

3 段目、22 款 市債、1 項 3 目 衛生債の説明欄、ごみ処理施設整備事業債 780 万円の減につきましては、起債対象事業費の確定により、市債を減額したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

18 ページをお開きください。

下の段、4 款 衛生費、2 項 2 目 ごみ処理費の説明欄、一般廃棄物最終処分場整備事業費 214 万円の減につきましては、鹿沼市磯町一般廃棄物最終処分場における第 2 期埋め立て地実施設計業務委託費が確定したことにより、減額するものであります。

以上で、令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、環境部所管のものに

についての説明を終わります。

○大貫委員長 小磯都市計画課長。

○小磯都市計画課長 都市計画課長の小磯です。よろしくお願ひいたします。

議案第 40 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号））のうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 3 年度補正予算に関する説明書、7 ページをお開きください。

中段の 15 款 国庫支出金、2 項 4 目 土木費国庫補助金、右側説明欄の住宅管理費国庫補助金 152 万 9,000 円の減額につきましては、国庫補助金の額の確定により、補正したものであります。

次に、11 ページをお開きください。

中段の 22 款 市債、1 項 5 目 土木債、説明欄の道路整備事業債 1,700 万円の減額、道路長寿命化対策事業債 1,530 万円の増額及び、橋梁長寿命化対策事業債 70 万円の減額につきましては、事業費の確定により、補正したものであります。

その下の説明欄、都市計画道路整備事業債 10 万円の減額、市営住宅施設整備事業債 280 万円の減額につきましても、事業費の確定により、補正したものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

21 ページをご覧ください。

中段、8 款 土木費、4 項 2 目 土地地区画整理事業費、説明欄の新鹿沼駅西土地地区画整理事業費 4,983 万円の減額につきましては、補償交渉不成立による補償金及び、執行残による委託料、工事請負費を補正したものであります。

その下の段、5 項 1 目 住宅管理費、説明欄の市営住宅施設整備事業費 660 万 7,000 円の減額につきましては、施設整備工事費の確定により、補正したものであります。

以上で、議案第 40 号 専決処分事項の承認について（令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号））のうち、都市建設部所管のものについて、説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 おはようございます。お世話になります。

9 ページ、4 目の農林水産業支出県補助金という形の中で、説明の中でですね、「県からの補助がなかったので、執行できなかった」というふうな説明だったのですが、詳しく説明を求めたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤でございます。よろしくお願ひいたします。

横尾委員の質問にお答えいたします。

農業次世代人材投資補助金についてでございますが、こちら「準備型」と「経営開始型」という 2 つの種類に分かれてございます。

従来、準備型につきましては、事業実施主体が県、開始型につきましては、事業実施主体が市ということで行っておりました。

それで、予算計上につきまして、市と協議をしている中で、準備型につきまして、「市が事業主体になる」ということで、県から連絡を受けておりました。

それで、予算を計上したわけですが、その後、県や県内の各市町と調整の結果、これまでどおり、準備型については、「県が事業主体になる」ということになりましたので、減ということになりました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 わかりました。

状況的にはそういうことだろうなというふうには思ったのですが、やはり非常に、農業関係の補助的なものというのは、なかなか厳しいものがございますので、そういう形でぜひ、使えるような状況でお願いをできればというふうに思います。

もう1点よろしいでしょうか。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 では、2点目なのですが、前日光つつじの湯の温泉の件なのですが、コロナで利用客が減って収入が減ったということで、その補正をしたということなのですが、ぜひ今後ですね、今もう既に温泉はやっているのか、それとも、やってないとすればいつ頃からやっていくのか、その開催状況のほうについて、ちょっとお知らせを願いたいと思います。

○大貫委員長 神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山でございます。

まず、つつじの湯交流館の営業状況ですが、現在は営業をしております。

それで、内容的にですが、昨日までですね、浴室と、それから脱衣場、こちらをあわせまして、男女それぞれ30名という枠で、密になることを避けて営業してまいりましたが、多分これまでの状況で「安全が確保できそうだ」ということで、この人数制限を徐々にこれから撤廃していこうということで、昨日、打ち合わせをしたところでございます。

それからあわせまして、複数回の入浴ですね、こちらも平日に限って入浴をしていたいておりましたけれども、土日ですね、現在の入館者数の状況であれば、複数回入っていただいても大丈夫ということが判明しましたので、現場の声からそれを反映させまして、複数回の入浴も認めていくという形で、徐々にこれから緩めていく予定でございます。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 ありがとうございます。

正直言って私らも、あまりその情報は入っていない情報、状況でありますので、これは市内はもちろん、県内にもですね、いろんな方法で再開をして、今正常どおりやって

いますよということで、「ぜひお出てください」というようなPRも必要かなというふうに思っていて、そういう形の中で、今後とも進めていただければというふうに思います。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。津久井委員。

○津久井委員 おはようございます。

歳出のほうの、20 ページの森林環境促進のやつなのですけれども、これ「基金積み立て」とあるので、これ何か大きな事業計画でもあるのか、その辺だけちょっと教えてください。ないのか。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。よろしくお願いします。

森林環境譲与税につきましては、令和元年から始まりまして、積み立てがですね、令和3年時点で1億1,381万1,078円ということになっています。

それで、今年度はですね、基金のうち一部を、議会の答弁のほうでもありましたけれども、木材を利用した施設整備、こちらに充てていく予定で、基金のほうの一部を崩させていただきますと、3,000万ちょっとだったと思うのですが、そちらを答弁させていただきました。

それで、今後についてなのですけれども、徐々にですね、森林の経営管理を、市にゆだねられる面積が増えてまいります。

現在、調査関係が11.3%ですかね、全体で1万1,000ヘクタールを20年かけて調査しようというところなのですが、こちらの整備に徐々にお金がかかってきますので、こちらに充てていく予定となっております。

なお、特に大きなものとしましては、森林保険がございます。

いわゆる、市が経営管理権というのを設定しまして、所有者から森林を預かるのですけれども、それぞれ何かの災害があったりすると非常に困りますので、森林保険をかけております。

こちらについても、面積が増えれば増えるだけ、またかかってきますので、そういった資金として積み立てを行っていくという形で考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員。

○津久井委員 ちょっとつけ加えなのだけれども、できればその「整備の優先順位」というのではないのだけれども、この間ちょっと質問もしたけれども、川沿いに沿った山がありますね、左右のね。

そういうところが一番早くやらなくてはならない優先だと思うので、その辺、頭に入れておいてください。以上です。

○大貫委員長 ほかにご質疑ありませんか。小島委員。

○小島委員 19 ページの、林道事業費の中の説明欄で、先ほど、林道維持管理費という中

で、簡易水道云々という説明がありました。

そこら辺の詳細をちょっともう一度教えてください。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

こちらはですね、サツキ簡易給水施設、上五月という地区にあるのですが、こちらの施設に関しまして、実は、橋梁の添架のほうを架け替えるということの内容になっております。

サツキ簡易給水施設については、市の施設として、あの当時町だったのですが、整備をしたものでございます。

それを地域の方に貸し出して運営している給水施設なのですが、実はこちらにあります、上五月橋、こちらの橋梁が新橋に架け替えられるということがございまして、当然そこに添架をしている給水管ですね、こちらの架け替えを行うということなのですが、こちらにつきましては、新たにその新橋に添架を行うのではなくて、新しい橋のほうに添架を行うのではなくて、古い橋の橋げたをお借りして、そちらに架けるといふ形で考えております。

その旧橋のほうですね、こちら県のほうの所管になっていたのですが、こちらの橋梁の上の、橋台の部分だけ残した上の撤去の部分、実は昨年度ですね、ちょっとわかりにくいですが、すいません。

いわゆる、新しい橋を架けたところにもう1回管を架けるのではなくて、古い橋を取り外して、そここのところに、もう1回管を通すという工事なのですが、この橋、もともとの古い橋の上の部分の撤去がですね、県のほうの事業が3月までかかりましたので、一旦この予算につきましては減をしまして、新たに令和4年度で予算を確保させていただいたということでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 ちょっと確認しますけれども、今課長の説明で、新しい橋ではなく古い橋というのですか、そこら辺、ちょっと私納得しないのだけれども、それは今度新しい橋に「何年か後にまた戻す」とか、そういう仮的なことではなく、その古い橋にずっと水道管を残すという捉え方でいいのですか。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

そのとおりです。

といいますのは、新橋のほうですね、その添架に対する強度、こちらについての協議等をしましたところ、「ちょっとそこまでないよ」というようなお話をいただきましたので、逆に旧橋のほうを利用して、独自にその管を引いたほうがよろしいかなという形で、設計のほうは進めさせていただいたという経緯がございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 もう1つ、再質問ではないですけども、その古い橋に対しては、あくまでも水道のみで、例えば新しい橋ができて、人が歩くとかね、そういうことはないのですか。

あくまでも簡易水道のみかどうか、そこら辺。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

こちらについては、あわせてつつじの湯、こちらの給水管、もともとの旧橋のほうには添架されていたものが3つございまして、その給水施設の管と、もう1つが、つつじの湯のやっぱり給水管ですね、そちらと、もう1つ、地元の方がワサビの栽培をされていまして、沢水を引く、そういう管が、3つが入っていたということです。

それで、この工事の中で、市のほうの施設でございますので、簡易給水の管と、もう1つ、その温泉のほうの管と一緒に添架をしまして、そのワサビの管は個人のもので、地元負担等をそこでいただきながら、検討していくようになるかなというふうに考えております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。

ちょっと一部、私、勘違いしていたので、今、課長の説明でよくわかりました。

ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかにご質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 22 ページです。新鹿沼駅西土地地区画整理事業ということで、先ほど説明がありました。

一般質問でも同じような、この内容については質問されていましたが、もう一度確認で、都市建設のほうには今後の見通しを確認したいということと。

あと、市民の方から、たくさんの意見が出ているところでもあるのですが、かつて一般質問の中でも、何か「いちごデザインのコンビニどうでしょうか」なんていう提案もありましたけれども、やっぱり商業施設とか、まちのにぎわいとか、そういう誘致なんかをできるような体制というの、経済部所管になると思うのですが、そういうことも今後やっていって、高校もあって、やはり西側のにぎわいというのが、つくっていくということでは大事なことだと思うのですが、そういうことに対して経済部がどんなふうに、今、何か考えていることがあるのかということと、あわせて2点、確認したいと思います。

○大貫委員長 上澤整備課長。

○上澤整備課長 整備課長の上澤です。よろしく申し上げます。

まず、新鹿沼駅西地区の見通しというところについて、お答えさせていただきます。

一般質問の中でお答えしたとおり、課題として、関係権利者との合意形成ということに時間が要しているということがあるというお答えをさせていただきました。

やはりこれについては、権利者さんに丁寧な説明を心がけながら、新しい提案についても検討しているということで、そういったこと、取り組みながら、解決していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○大貫委員長 鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

阿部議員の質問にお答えいたします。

今、鹿沼市内、駅西に限らずですね、誘致については、未利用地を摘出しまして、それに応じて用途区分がございますので、それに合った誘致活動は行っているところです。

具体的に今、駅西に対して、例えば「商業施設でこれ」とか、「宿泊施設でこれ」とかという、具体的なめどは立っていませんが、未利用地で、こちらのほうで確認がとれ次第ですね、積極的に誘致は図っていききたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうですね、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

あと、この区画整理については、新しい提案もしているということですが、一方通行ではなくて、相互に話し合いはできているということの理解でよろしいでしょうか。

○大貫委員長 上澤整備課長。

○上澤整備課長 整備課長の上澤です。

権利者さんとの協議ということで、実際コロナ禍の期間中ですね、かなりそういったことを理由に、ちょっと、話ができなかったということがありました。

ただ最近になって、連絡が入ったりということで、やりとりをしているという状況であります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。よろしく申し上げます。

まず、6ページ、一番下ですね、ごみ処理手数料の679万5,000円ということで、持ち込みの料金だというふうにお聞きしましたのですが、どのくらい、何キロぐらいのゴミの処理、トン数というか、だったのでしょうか。

それと、同じなのですが、10ページの中頃ですね、やっぱりこれもごみ処理費の部分なのですが、アルミ等の収入ということなので、これも何キロぐらいか、まず教えて

ください、お願いします。

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。よろしくお願ひいたします。

まず、6ページのごみ処理手数料の件なのですが、令和3年度持ち込みが637万3,865キログラム、これ全体です。

これ事業系のごみがほとんどなのですけれども。

特にこの増えた分につきましては、事業系の一般ごみのほうが、586万4,285キロとなっております。

続きまして、10ページのアルミ関係です。

失礼しました、ごみ処理費物品売り払い収入なのですが、こちらにつきましては、アルミのほうが、かなり金額も上がっております。

ちょっと重さについてなのですけれども、缶アルミですね、これが106万8,412キログラム、これ不純物を除いた重さでございます。

それに、ガラアルミが5万171キロ、これも同じく不純物を取り除いた重さでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

年々企業ごみなんかも増えているのかなというふうな意識があります。

それと、今後ね、CO2のこともあったり、いろいろ検討しなくてはならないことがたくさんあるのかななんて思いますけれども、ありがとうございました。

続いてよろしいですか。

○大貫委員長 どうぞ。

○加藤委員 20ページなのですが、林業振興費のほうですね。

森林経営管理事業費が、事業の確定によって、2,830万円ほどマイナスであるということの中で、18負担金、補助及び交付金の部分で、補助金、緑の少年団育成の部分、それから林業担い手育成支援事業の部分、それから、元気な森づくり推進交付金、これはコロナできっとできなかったのかなというふうに思うのですが、この部分に関してのその事業内容、「こういうことであった」ということをちょっと詳しく聞きたいのですけれども、お願いします。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

順に説明させていただきます。

まず、緑の少年団事業ですけれども、これは、小学校、中学校でもいいのですが、募集は実際には小学校しかなかったのですけれども、こちらを対象に、緑化活動、学校が中心になるのですが、こういったものに対して、申請をいただきまして、補助を行うと。

内容としましては、花壇づくりとか、あと、いわゆる周辺ですね、学校周辺の緑化なんかに取り組んでいる学校もございます。

それで、一応、予算的には25万円、5校分と、1校5万円ですので、予定をしていたのですが、議員おっしゃるとおり、コロナ禍でですね、昨年度は非常に少なかったと、前年度が4校、募集いただいたのですが、2校に減ってしまったというような状況がございます。

次に、林業担い手育成支援事業なのですが、こちらですね、実は担い手育成としましては、2つメニューがございまして、林業の、いわゆるその装備品ですね、ヘルメットとか、チェーンソーとか、ゴーグルとか、そういったものを、いわゆるその林業に従事される方とか、これから林業を始めようとしている方にお渡しする事業と。

あともう1つは、研修とかですね、そういったものを開催、それと受講に対してなのですが、一番予算がどうしても残った原因というのは、開催が少なかったのですね。

コロナ禍で、例えば森林組合さんとか、そういう事業をやるところがなかなかなくて、ご自身で、そのコロナの、非常に規制のかからない時期に対しては、研修を受けられた方が多いのですが、それについては、やはり減ってしまったのはそちらが原因かなというふうに捉えております。

こちらの予算が290万円だったのですが、実際の執行額は191万5,000円となっております。

最後に、元気な森づくり推進交付金、こちらですね、1団体10万円ということで、5団体予定していたのですが、50万円の予算で10万円ということで、応募がやっぱり少なかったということがございます。

やはりこちらですね、コロナの関係でというふうには捉えております。

ただ、森づくりの交付金につきましては、ほかのですね、県民税を使った事業が別途ございまして、そちらについても若干減ったのですが、約660万円執行できましたので。

これは譲与税を使ってなくてですね、とちぎの森づくり県民税を使った事業ですが、割とそちらは中山間地の方が中心に取り組まれているのですが、そちらにつきましては、かなり成果を上げていただいたのではないかとというふうに考えております。

説明は以上です。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。詳しくありがとうございました。

コロナがだんだんもう落ち着いてきて、いよいよ、「普通の」と言っただけは、ちょっとそこまではいかないかもしれませんが、「withコロナ」にしても、3年前の状況にだんだん変わっていきますから、この部分に関しては、「ちゃんとこうやっていますよ」というところで、アプローチも絶やさずにやっていただけたらなというふうに思います。

予算はどんどん、ある程度決まったものは執行していただきたいというのが、こちら

の希望でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 今の加藤委員のほうに関連してですけれども、同じくやっぱり 20 ページの元気な森についてですけれども、40 万円減と、今、課長から説明がありました。

ちなみに、元気な森の活動している団体は市内でいくつあるのですか。

それと、多少なり、やっぱり補助金が減額になっています。

こういう中で「減額」というふうになったのだから、当然減額されているのですけれども、その辺の減額された、何団体であるかと、その減額に対して、今度は各種活動している団体の減額の割合、そこらをちょっとお示してください。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

ちょっと私の答弁が悪かったかもしれないのですが、こちらは減額ではなくて、新たな募集团体をしたのですけれども、1 団体だけの適用になったということです。

先ほどお話ししました、逆にですね、里山林整備とか、そういった県民税のことをちょっと、関連でちょっとご説明しますと、現時点で 19 団体ですね、そちらのお申し込みいただいています、恐らく今年度も新たな募集もきておりますので、これに近い数字、あるいは、それ以上の数字が出るかなというふうに考えております。

説明は以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。

それでは引き続き、もう 1 点いいですか。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 岸野課長、また、林業関係で申し上げますけれども、25 ページですか、林業施設災害復旧費の、26 ページ、説明欄の林業施設災害復旧事業費の中で、工事請負費、246 万 2,000 円の減額。

その復旧工事の、ちょっと内容をお示し願えればと思います。

○大貫委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

令和 3 年度に限ってでよろしいですかね、こちらにつきましては。

令和 3 年度の災害復旧事業につきましては 4 路線、やらせていただきました。

横平線、まずですね、入粟野から上粕尾に抜ける道路。

寄栗線、上久我の西のほうのところですね。

そちらと、真上男丸柏木線、こちらの柏木地区から栃木市のほうに抜けていく林道でございます。

もう 1 つが、与洲加戸沢線、4 路線、中粕尾から上永野に抜ける路線でございます。

予算につきましては、5,634 万 9,000 円だったのですが、確定の額、こちらが 5,298 万

7,000円で、繰り越しがございまして、90万円ございましたので、差し引き246万2,000円となっております。

なお、こちらの一部につきまして、先ほどありましたけれども、12ページのほうでございました起債のほうですね、あわせて減額させていただいたところがございます。

説明は以上です。

- 大貫委員長 小島委員。
- 小島委員 了解です。
- 大貫委員長 ほかにご質疑はありませんか。
- 金子廃棄物対策課長 すいません。
- 大貫委員長 金子廃棄物対策課長。
- 金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

先ほど加藤委員のほうからご質問がありました件につきましてですが、10ページのごみ処理物品売り払い収入の量につきましてなのですが、これについて、ちょっと訂正がございます。

まず、缶アルミのほうなのですが、持ち込みの数量、累計で、113万6,580キログラム。そのうち不純物を除いた缶アルミが16万67キログラムです。

続きまして、ガラアルミのほうで、搬入された量が5万3,350キログラム。

それで、不純物を除いたガラアルミのほうで、7,542キログラムとなっております。

申し訳ございませんでした。

- 大貫委員長 加藤委員、よろしいですか。加藤委員。
- 加藤委員 訂正ありがとうございました。

大分数字が違ってしまったからね、びっくりしました。

はい、すみません、20ページですね、一番下、商工費の企業誘致推進費の実績にかかわります収入の、実際やった額がマイナス1,552万5,000円ということでございますけれども、これは、コロナとは全く関係ない数字だと思うのですが、このマイナスになってしまった誘因ですね。

次のページでは、工場適地立地促進補助金がマイナス1,252万5,000円となっておりますね。

シェアオフィス等のこの補助金も、300万円のマイナスというふうになっているのですが、これはどのように理解したらよろしいのか、説明ください。

- 大貫委員長 執行部の説明を求めます。鈴木産業誘致推進室長。
- 鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

加藤委員のご質問にお答えいたします。

まず、工場適地立地促進補助金の減につきましては、先ほど加藤委員のほうからもちよっとお話ありましたが、コロナの影響もございます。

コロナの影響によって、建物等償却資産が納税額減免されるということもございませ

たので、その分が減額になったというところもございますが、各対象企業によって予定額に対しては増減がございます。

それで、特に大きく減額になった理由としましては、投下固定資産額、補助要件としまして、大企業の場合、投下固定資産額は2億円以上ということがございますが、今回、一つの事業者において、その補助要件を満たすことができなかったということで、丸々その補助金をお支払いができなかったというところが一番大きい理由になります。

あと、シェアオフィス等の整備事業補助金につきましては、こちらはですね、3件、令和3年度については動いていたわけなのですけれども、それぞれ令和2年度から交渉を始めまして、ある程度確度が高いということで、予算を組ませていただいたのですけれども、1件に関しましては、ちょっとお名前は控えさせていただきますけれども、従業員のほうがですね、施設を担当する従業員さんが、ちょっと引き抜きにあつて、その会社から辞めてしまったので、ちょっと新しい事業ができなくなったということと。

もう1つは、別な形でですね、コワーキングオフィスを、この補助金は使わずに設置するというような形になりましたので、もう1社に関しては、そういった形で新しく立地されます。

もう1社がですね、これに関しては、ちょっと借り主さんと貸し主さんと間の交渉がまとまらなかったもので、残念ながら補助金を支出することができなかったというような内容になっております。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

何かいろいろ難しい部分もあるのだなというのが理解できますけれども、せっかく、これからも引き続き、この誘致していくというところの部分での、シェアオフィスだったりするのは、まちを活性化していくものですのでね、しっかりやっていただければと思っております。

ありがとうございました。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第40号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第40号中、産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第45号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号)についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を願います。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。よろしくお願いします。

それでは、議案第 45 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、経済部所管の予算について、ご説明いたします。

令和 4 年度補正予算に関する説明書、表紙に「一般会計第 2 号」と記載のあるものとなります。

そちらの一番後ろの 7 ページをお開きいただきたいと思います。

上の段になります、7 款 商工費、1 項 2 目。

（何事か言う者あり）

○能島産業振興課長 あ、大丈夫です、申し訳ないです。

上の段になりますが、7 款 商工費、1 項 2 目 商工業振興費の説明欄、商業振興推進事業費の 3,000 万円の増につきましては、コロナ禍における喚起の徹底、非接触の推進、非対面型への転換など、市内の事業者が行う新しい生活様式への対応に必要な機器などの整備に要する費用の一部を補助するものであります。

次に、その下の、5 目 観光開発費、説明欄、観光施設整備事業費の 1,614 万 4,000 円の増につきましては、屋台のまち中央公園内の掬翠園を、コワーキングスペースとしても活用できるよう、空調機能や W i - F i 機能などを整備するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 全協の中でも、一度説明があつて、コロナ対策ということで、これは、もう 1 回確認しますが、実施時期という、この令和 4 年度予算の中での実施の時期とか、申請の時期、それから、限度額と補助率というのは、ちょっともう 1 回確認で教えてください。

○大貫委員長 能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

それではですね、補助金の概要について、改めて説明いたします。

こちらの補助金につきましては、感染拡大の防止と、w i t h コロナにおける、新たなビジネスモデルへの転換を促進するために、事業者が必要とする費用の一部を補助するものとなります。

例えばですね、センサーで自動でつくライトとかですね、あるいは、高機能の空気清浄機とかですね、そういったものを設置した場合に、市内の事業者から購入した場合はその費用の 3 分の 2、市外の事業者から買った場合でも 2 分の 1 ですね、ただし、上限 50 万円ということで、補助する事業を想定しています。

時期なのですが、予算、議決いただきましたら、速やかに準備を進めまして、7 月からですね、年内を申請受け付け期間にして、翌年 2 月末までに、実績報告していただくようなスケジュールで想定しています。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 予算として、この3,000万円ということですが、限度額が50万円なのですが、需要がこれを上回るような状況になった場合はどうしますか。

○大貫委員長 能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課の能島です。

活用状況を見ながら、また、財源がこれ、コロナの交付金を見込んでいます。

そういった財源も考えながら、検討したいと、その都度検討したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

市内の事業者のこれからの経営が、やっぱり地域の経済の活性という意味では、すごくいい事業だと思うので、ぜひ事業者に、小さいところも、大変なところもたくさんあるので、寄り添ってやっていただければと思います。以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。加藤委員。

○加藤委員 先輩。

○大貫委員長 あ、小島委員。

○小島委員 はい、すみません、割り込んだみたいで。

(「やることないよ、名前言われたのだから、やらなくてはだめだよ」と言う者あり)

○小島委員 今説明で、何ですか、観光施設ね、掬翠園という中で、ちょっと横文字で、コワなんだっけ、コワーキング。

「コワーキング」という、まず、その横文字の意味と、そのスペース、何か事業と、その工事のちょっとイメージが、大きく言えば、換気装置かなというようなイメージをしているのだけれども、そこら辺がちょっと、スペースだとか何とかというから、余計ちょっと頭の中が混乱してしまったのだけれども、説明をお願いします。

○大貫委員長 鈴木室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

今のご質問にお答えいたします。

まず、コワーキングスペースなのですけれども、具体的には仕切りのないオープンスペースを主とした様々な属性の労働者が、ネットワーク設備等を共用して、仕事または利用者同士の交流を行える場というところなのですけれども、これだけですと、ちょっとわかりづらいので、例えば、皆さんがご利用されている施設でたとえさせていただけないかなと思ひまして、いろいろちょっと考えたのですけれども。

例えば、ここ議場ですね、ここ議場はオープンスペースで、例えば、ここに、決められた人でない、例えば一般の人たちが入って、「ここでテレワークを」ということであれば、ここはコワーキングスペースになります。

それで、この1階ですね、下の階の、例えば、会派ごとに区分されている部屋があるかと思うのですが、そういった仕切りのある、それぞれの決まった会社でありますとか、グループで使う場合は、そこはシェアオフィスという形で言われているのが一般的かなというふうには考えております。

よろしいですか、はい。

答弁を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、わかりました。

何か全然自分のイメージしたのと、全然違うので、はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 今の小島議員の、引き続きのちょっと質問なのですが、この掬翠園ですね、そちらをコワーキングスペースにと考えていますという、前、お聞きしましたこともありましたけれども、私は、これに関しては、クエスチョンといいますか、ちょっと疑問があります。

というのは、今、鹿沼の美しい場所というところでは、掬翠園とか、あそこの観瀾居ですか、のも入っているのですよね。

それで、もう5月になれば、モミジが緑になり、秋になれば、モミジが色づいて、本当に美しい場所なのですよ。

それで、今写真展をやっているのですけれどもね。鹿沼のカメラの方たちも、「あそこは本当にいい場所だ」ということで、題材になっていますね。

そこをですよ、座敷のほうだと思いますけれども、Wi-Fiをつけたり、それから、その様々な分野の方たちが交流しながらのオープンスペースだというふうにおっしゃいますけれども、どうも私はイメージがわからないのですよね。

美しさを保ちながら、こっち側で、その建物のほうでですね、その自然を見ながら仕事していただくというのも一つのポイントになるのかなというふうには思いますけれどもですよ。

どういうふうに入っていくのか、その決まった方たちが、どういうふうはその入り口で入っていくのか、それから、その自然を保ちながらどうやってそれを形づくっていくのか、イメージがわくように、ちょっと話していただけますでしょうか。

○大貫委員長 鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

今の質問にお答えいたします。

今の掬翠園という設備を選ばせていただきましたのは、加藤委員おっしゃるとおり、すばらしい庭園もございますし、それで、ここに企業さんに、この前に何社かちょっとご利用いただいたりしたわけなのですが、その際にも、やはりこういった施設で仕事ができると、ほかの例えば、無機質なですね、ほかの自治体にもあるわけなのです

けれども、コワーキングオフィスでありますとか、シェアオフィスが、そういった施設と比較して、むしろこういったところであれば、より人を引きつけて、仕事もはかどるのではないかというようなご意見もいただいております。

今回の事業といたしましては、ほかの施設にないような施設でないと、今、決して、コワーキングとかシェアオフィスの施設整備は早いほうではありませんので、どちらかという、とがらせた施設が必要になるのかなということもありまして、掬翠園でというような選択をさせていただきました。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 多分そういうことかなというふうに理解はできますけれども、では例えば、ひな祭りのときに、ひな祭りのつるしびなのグループさんがおります。

それから、鹿沼秋まつりのときには、茶道の皆様や、それから民話語りをする民話の方もいらっしゃるしまして、鹿沼のよさをそこで提供しているわけですよ。

そういうときにはどのように考えますか。

○大貫委員長 神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山です。

加藤委員おっしゃるように、これまでですね、その秋まつりですとか、おひな様めぐりなどを含めまして、年間で、このコロナになる前ですと、およそ 200 の団体さんが、この慶雲郷もしくは観瀾居をご利用くださっているという実績がございます。

それで、これらに関しましては、今後も同様にお使いいただけるように、例えば、その部屋の中の、中なので「外観」とは言いませんね、内観といいますか、そういったところですか、設備、こういったものは、これまでと同様のままで、ご利用いただけるように設定を考えておりますので、こういったところに影響はほぼないものというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

せっかくの鹿沼の中央にあるいい場所ですし、そこは丁寧にやっていただきたい。

また、その自然を見ていただいて、その仕事のはかどりを促進するというのもすごくいいと思いますけれども、その辺のやり方をですね、丁寧にやっぱりやるべきだと思います。

それで、せっかくのあの場所ですけれども、例えば、入り口なんかは、どちらを思っ

てらっしゃるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

入り口ですね、掬翠園を使う場合、その方たちがどこから入るのか、それをお聞かせください。

○大貫委員長 鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

入り口に関しましては、今南側と、あと東側からですかね、庭のほうからも入る玄関があるかと思うのですけれども、これは両方とも利用させていただく予定ではおります。

今、慶雲郷の、特に南側については、おひな様の時期には利用させていただいているわけなのですけれども、そのほかはほぼ利用はしていない、向こう側は逆に開放しておりませんので、そちらも今回あわせて整備をさせていただいて、そちらも有効的に活用させていただけるような、コワーキングスペースにさせていただければと考えております。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 非常に細かくて申し訳ないのですが、要するに南側というのは、屋台のある、あそこの観光施設の側ということでもいいのですよね。

それで、庭のほうですけれども、やっぱりその景観をですね、やっぱりそこは大事にしていてもらいたいのので、その辺も、やっぱりきちんと守れる方たちに入っていたく、そういうこともきちんと伝えていただきたいです。

本当にあの場所はなかなかいい、美しい自然が豊かな場所なので、大事にしたいというのが私の気持ちでありますので、その点は、市民もそういうふう感じておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑のないようですので、お諮りいたします。

議案第 45 号中、産業建設常任委員会関係予算については原案どおり可とすることに
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第 45 号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

すみません。暫時休憩を 11 時 10 分までということで、よろしくお願ひいたします。

(午前 11 時 04 分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

たびたび申し訳ございません。

議案第 40 号の説明でなのですが、先ほどの 10 ページの資源物の売り払い収入の中でアルミ缶の量なのですけれども、持ち込まれた缶アルミの重さが、17 万 280 キロ。

ガラアルミのほうは 8,020 キロとなっております。

誠に申し訳ございません、修正させていただきます。

- 大貫委員長 加藤委員、よろしいですか。
- 加藤委員 それではですね、今聞きましたけれども、それから純粹にというふうに、何かの部分ではいくらというふうになっていましたよね。
- では、もう1回ちょっとゆっくり言ってもらっていいですか、明確な数字を。
- 大貫委員長 金子廃棄物対策課長。
- 金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。
- 申し訳ございません。
- まず、缶アルミのほうが、持ち込まれた量が17万280キロ。
- そこから不純物を取り除いた重さが16万67キロとなっております。
- 続きまして、ガラアルミのほうが、持ち込まれた量が8,020キロ。
- それで、そこから不純物を取り除いた重さが7,542キロとなっております。
- 以上です。
- 加藤委員 わかりました、以上でいいです。
- 大貫委員長 次に、議案第46号 財産の取得の変更についてを議題といたします。
- 執行部の説明を願います。上田水源地域整備室長。
- 上田水源地域整備室長 水源地域整備室長の上田です。よろしくお願いたします。
- 議案第46号 財産の取得の変更について、ご説明いたします。
- 関係資料、用地位置図をご覧ください。
- 本議案は、令和4年3月22日、第15号議案として議決を得た水源地域振興拠点施設事業用地としての財産の取得のうち、国有地について、取得予定価格を変更するものがあります。
- 国有地を取得するには、国との協議から、隣接する民有地を含む一体利用目的として、事業用地を取得することに、議会の承認を受けてから申請することになっておりました。
- また、取得価格については、国のほうで、申請を受理した後に、計画一体利用地内の取得価格などを参考に設定するとのことであったため、3月議会に上程した際には、計画地内の民有地の取得価格の1平米当たりの平均値を実測で求めた国有地の面積に掛けて、取得予定価格を288万7,000円と積算しておりました。
- 3月議会で承認が得られましたので、国へ正式に申請をしたところ、国側のほうから、売り払い価格133万円と提示されましたので、取得予定価格を変更するものであります。
- 以上で、議案第46号 財産の取得の変更について説明を終わります。
- 大貫委員長 執行部の説明は終わりました。
- 質疑のある方は順次発言を許します。
- (「ありません」と言う者あり)
- 大貫委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。
- 議案第46号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 48 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

議案第 48 号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

まず、工事件名であります。鹿沼市環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事です。

工事施工場所は、鹿沼市上殿町環境クリーンセンターにあります粗大ごみ処理施設です。

工事の概要ですが、破碎設備、金属圧縮設備、磁選機及び風力選別機、サイクロン、受け入れホッパーの更新。

コンベア全般、不燃物・可燃物分離装置、不燃物及び鉄類の各貯留ホッパーの一部更新。

可燃性粗大ごみ等で利用する切断機を 2 軸回転破碎機へ変更新設いたします。

処理能力は、これまでと同じ、日量 30 トンとします。

工事対象となる設備・機器は、省エネ、高性能化を図るため、高効率電動機を採用します。

これらの工事により、二酸化炭素排出量を、工事前と比較して 3%以上削減します。

次に、工期ですが、令和 4 年 6 月から令和 5 年 6 月までの 2 カ年の継続事業となります。

契約の方法は特命随意契約、契約の金額は 20 億 5,700 万円です。

契約の相手方は、川崎重工業株式会社です。

以上で、議案第 48 号に関する説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 これは、この川崎重工業という会社が出ましたけれども、今までいろいろな工事をやったり、修理をしたりしたところの、同じ会社でということではよろしいでしょうか。

○大貫委員長 金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

この川崎重工業なのですけれども、もともとの建物を建てた会社ということです。

それで、部分的に、大がかりな修繕とかは、やはり川崎重工業さんとか、お願いしていたという経過はございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 いろいろ、これらについては非常に修理とか、そういうのが、今後かかるかと思しますので、きちんとした工事をやってもらうように、監督をしていただいて、立派なものができるように願っております。

以上です。

○大貫委員長 ほかにご質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 この件に関しては、私も6月議会で質問させていただいたのですが、さらにちょっと聞きたいことを言います。

先ほどの説明では、CO₂削減も、今までよりも3%以上の削減を目指していくということで、では、今までのCO₂削減というふうに言いますけれども、どのくらいの二酸化炭素が出ていたのか。

そして、それがわかれば、今後その3%削減というのは理解できます。

それから、新しく、1年をかけて、20億円というお金をかけて変えていくわけですね。

それで、改良工事ですから変えていくのですけれども、新しくなるのに、今までどおり、処理能力は今までどおりということですね。

これはどういうふうに理解したらいいのか、その点もちょっと説明していただけたらと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。渡邊廃棄物対策課長補佐。

○渡邊廃棄物対策課長補佐 廃棄物対策課長補佐の渡邊です。よろしくお願いいたします。

二酸化炭素の排出量の削減なのですが、現状、国庫補助の対象となりますのが、3%の削減となっております。

これ補助対象事業のメニューの中で、計算式が細かく設定されておりまして、電気量、主要電力量のほうから算定するような形になっています。

一応ですね、それを当てはめて、高効率のモーター等々を採用した場合、今のところ、おおむねの目安なのですが、約8%から11%程度のCO₂の削減が行われるので、そのところはそういった形で進めていきたいなと思っております。

あわせて処理量の部分なのですが、市の環境クリーンセンターのほうの粗大ごみ処理施設、5時間稼働でおよそ30トンという処理量となっております。

大体15年の延命化ということで、ご説明のほうを、以前もさせていただいているかと思うのですが、今後、人口減、もしくは、ただいま進めさせていただいております、ごみの減量化等々を進めていく観点から、既存の処理量で賄いきれるのではないかと、そういう観点から、既存の処理量というふうにさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました、ありがとうございました。

○大貫委員長 ほかにご質疑はございませんか。小島委員。

- 小島委員 今、処理能力 30 トンで変更なしというけれども、今まで既存のだと最大でどのぐらい、ちなみに、また平均、普段、正月すぎとか、そういうのではなく、平均どのぐらいだったか、能力は。
- 大貫委員長 渡邊教生廃棄物対策課長補佐。
- 渡邊廃棄物対策課長補佐 今のご質問にお答えいたします。
- 一応アッパー、最大が 5 時間で 30 トンということにはなっているのですが、通常の不燃、もしくは可燃性粗大の持ち込み量から考えますと、これ感覚的なものになってしまうので申し訳ないです、大体 3 時間から 4 時間ぐらいが実働というのですかね。
- その常にずっと処理をしている状態というのは、おおむね、そういう時間帯かなというような形になりますので、5 時間フルで処理をするというような状態では、今も現状はないというような形で認識しております。以上で、はい。
- 小島委員 平均、大体わからないか。
- 平均で、大体、今までだと、30 トンだけれども、20 トンぐらいが大体平均だとか、最大で今まで 25 トンだったとか、そういうデータはないか。
- いいよ、もしあれなら後で、俺、聞きに。
- 渡邊廃棄物対策課長補佐 手元にですね、年間の処理量はあるのですが、1 日おおむね平均となってしまうとあれなので、後ほど個別にご回答させていただければと思います、よろしく願いいたします。
- 以上で説明を終わります。
- 大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 別段ないようですので、お諮りいたします。
- 議案第 48 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 大貫委員長 ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第 48 号については、原案どおり可とすることに決しました。
- 次に、議案第 58 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 3 号)についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。
- 執行部の説明を願います。能島産業振興課長。
- 能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。よろしく願いいたします。
- それでは、議案第 58 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 3 号)のうち、経済部所管の予算について、ご説明いたします。
- 令和 4 年度補正予算に関する説明書の、今度は表紙に「一般会計第 3 号」と記載のあるようになります。
- そちらの 7 ページをお開きください。
- 上から 2 段目の段になりますが、7 款 商工費、1 項 2 目 商工業振興費の説明欄、商業振興推進事業費の 6,839 万円の増につきましては、コロナ禍において、原油価格や物

価が高騰する中、市民の消費を喚起するとともに、事業者の適切な価格転嫁を促すため、鹿沼商工会議所及び栗野商工会が実施いたしますプレミアム付き商品券発行事業の、プレミアム率と発行総額をさらに拡充して支援するための費用を計上したものであります。

なお、これにより、プレミアム率は30%に、発行総額は5億5,900万円になります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○大貫委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第58号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

（午前11時26分）